

第 17 回京都市奨学金等返還事務監理委員会

日時：平成 29 年 6 月 22 日（木）

午前 10 時から

場所：京都市消費生活総合センター研修室

次 第

1 開 会（局長挨拶）

2 議事等

(1) 委員長の選出・・・・・・・・P1（資料 1）

(2) 委員長職務代理者の指名・・・・・・・・P1（資料 1）

(3) 報告事項

○ 奨学金等返還事務の取組状況について・・・・・・・・P3（資料 2）

○ 奨学金等の返還請求訴訟の状況について・・・・・・・・P11（資料 3）

(4) その他

（添付資料）

- ・ 委員長の選任等について（資料 1）
- ・ 奨学金等返還事務の取組状況（平成 29 年 3 月末日現在）（資料 2）
- ・ 奨学金等の返還請求訴訟の状況（資料 3）

（参考資料）

- ・ 第 16 回京都市奨学金等返還事務監理委員会における了解事項
- ・ 第 16 回京都市奨学金等返還事務監理委員会議事録

委員長の選任等について

1 委員長の選任について

京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則（以下「規則」という。）第4条第2項の規定に基づき、委員の互選により委員長を選任する。

2 委員長職務代理者の指名について

規則第4条第4項の規定に基づき、委員長が、その職務を代理する委員を指名する。

（参考1） 委員名簿

（敬称略・50音順）

委 員 名	役 職 等
きだ みのる 木田 稔	公認会計士・税理士
たまき すみえ 玉置 すみえ	人権擁護委員
ふじわら はるこ 藤原 東子	弁護士
みやかわ たかひろ 宮川 孝広	弁護士

（参考2） 関係規定（委員会関係）

1 京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例（抄）

（奨学金等返還事務監理委員会）

第4条 前条第4項（債務の取扱い）の規定により報告を受け、意見を述べるとともに、債務の取扱いに関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するため、京都市奨学金等返還事務監理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の組織）

第5条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委任)

第7条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

2 京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則 (抄)

(委員会の委員長)

第4条 京都市奨学金等返還事務監理委員会（以下「委員会」という。）に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の招集及び議事)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委員会の庶務)

第6条 委員会の庶務は、文化市民局において行う。

(委員会の補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(補則)

第9条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は、文化市民局長が定める。

奨学金等返還事務の取組状況（平成29年3月末日現在）

1 平成13年度以降に返還の始期を迎えた債権に係る取組状況

(1) 借受者別の返還に関する手続の状況（人数ベース）

区分	借受者 ①	返還手続の状況（①の内訳）					
		返還猶予 ②	返還免除 ③	返還請求 ④	返還請求の状況（④の内訳）		
					返還済 (注1)	未返還 滞納(注2)(注3)	滞納なし
人数	1,404	0	1,179	225	80	4	141
構成比	100.0%	0.0%	84.0%	16.0%	5.7%	0.3%	10.0%
返還請求分				100.0%	35.5%	1.8%	62.7%

注1 「返還済」とは、奨学金の全額を返還した者又は平成28年度返還分（納期は平成28年10月1日～平成29年9月30日）までを完納している者である。

注2 「滞納」には、現在、免除の適用を受けている者で、過去の滞納分について分納誓約により返還手続中の者（7人）を含んでいないため、実際の滞納者総数は平成27年度返還分に滞納がある4人に7人を加えた11人である。

注3 滞納者（4人）については、平成27年度返還分から新たに滞納となった者が3人おり、残る1人は平成26年度以前返還分も含めての滞納者である。

○滞納者（4人）に係る取組状況について（内訳）

- ・ 返還金未納付 . . . 4人
- ・ 返還協議未了 . . . 0人

(2) 督促・催告の実施状況

平成19～27年度返還分に係る滞納者33人（平成28年9月末日現在で新規滞納者30人、継続滞納者3人（裁判手続中の2人を除く）。）について、督促・催告の発行日までに返還手続を行った者（16人）及び相談中の者を除き、次のとおり督促を実施した（催告については対象者全員が相談中の者であったため実施していない）。

督促の実施及び相談の結果、13人（全て新規滞納者）が返還手続を行ったため、滞納者は4人となった。

ア 督促の実施（新規滞納分）

平成28年9月末日の履行期限が経過し、新たに滞納となった平成27年度返還分の滞納者（平成28年9月末日現在で30人）に対して、督促の発行日までに返還手続を行った者（14人）及び相談中の者を除き、次のとおり督促を実施した。

【督促の実施状況】

（平成29年3月末日現在）

発行日付	滞納者	相談中	督促	督促後の 返還手続 (平成29年3月末時点)
12月1日	16	8	8	13(7) (注)

(注) 相談中により督促状を送付しなかった者が手続した場合を含んでおり、()内が督促を実施した者のうち、返還手続を行った者の人数である。

【督促後の返還手続の内訳】

督促発行日	手続済人数	内訳			
		滞納金完納	分納誓約	免除	猶予
12月1日	13	12	—	1	—
うち相談中分	(6)	(5)	(—)	(1)	(—)
うち督促分	(7)	(7)	(—)	(—)	(—)

なお、例年3月1日に実施している催告は、対象者が全て相談中であったため実施していない。

イ 催告の実施（継続滞納分）

平成26年度以前返還分に既に滞納がある3人（平成28年9月末日現在。裁判手続中の2人を除く。）については、催告の発行日までに返還手続を行った者が2人、相談中の者が1人であったため、12月1日の催告は、実施しなかった。

(3) 今後の裁判手続対象者の見込み

平成29年3月末日時点で、当面、裁判手続対象者となる滞納者はいない見込みである。

(平成29年3月末日現在)

年度 区分	29	30	31	合 計
滞納額 50 万円以上	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)
消滅時効	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)

注1 滞納者の見込数については、現在の滞納状況を踏まえて、見込んだものである。

2 上記表中の（ ）内は、裁判で争うことを検討している借受者の人数である。

(4) 平成28年度返還分に係る免除、猶予及び返還請求の状況（件数ベース）

返還年度	対応件数 (注)	返還猶予	返還免除	返還請求	収入	未収入
28	1,689 件 (100.0%)	0 件 (0.0%)	1,448 件 (85.7%)	241 件 (14.3%) [100.0%]	52 件 (3.1%) [21.6%]	189 件 (11.2%) [78.4%]
	125,783 千円 (100.0%)	0 千円 (0.0%)	109,126 千円 (86.8%)	16,657 千円 (13.2%) [100.0%]	8,653 千円 (6.9%) [51.9%]	8,004 千円 (6.3%) [48.1%]

(注) 平成28年度返還分について、返還猶予・返還免除・返還請求のいずれかを行う必要がある件数及びその対象額である。

平成27年度以前に、完納となった者及び全部免除となった者については、平成28年度返還年度分について対応が不要であるため、件数には計上されない（これに対し(1)の人数ベース表では、これらの者についても含む数字となっている）。

【返還猶予の内訳】

- 在学中のため 0 件
- 収入の大幅な減少のため 0 件
- 所在不明のため 0 件
- 特別な事情 0 件

【返還免除の内訳】

- 死亡のため 1 件
- 障害のため 0 件
- 所得が基準以下のため 1,447 件

【履行期限の延長の状況】・・・上記「返還請求241件」の内数

- 所得が基準以下のため 61 件（46人）
- その他特別な事情等 0 件

2 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況（平成28年度決定分）

平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権については、条例第3条第1項の規定に基づき返還免除をしており、その決定は、平成19年度返還分から履行期限が到来した債権ごとに行っている。

また、死亡した借受者については、判明した時点で、条例第3条第2項第1号の規定に基づき、死亡者免除として返還残額の全額を一括免除している（平成28年度決定分については、死亡者免除の該当者はなし）。

(1) 免除決定対象額（総額） 1,834,035,630 円（平成20年12月現在）

(2) 免除決定額 112,918,275 円

（参考）平成28年度の実施状況について

条例第3条第1項に基づく免除（期限到来による一律免除）

返還対象年度	件数(件)	免除額(円)	免除決定日
27	1,417	112,918,275	平成29年3月30日
(参考) 免除額累計	19,968	1,505,521,380	

(参考 1) 年度別の免除、猶予及び返還請求の状況 (平成 29 年 3 月末日現在)

1 平成 13 年度以降に返還始期を迎えた債権に係る取組状況

返還 年度	対応件数	返還猶予	返還免除	返還請求	収 入	未 収 入
19・20	3,626 件 (100.0%)	535 件 (14.7%)	2,892 件 (79.8%)	199 件 (5.5%) [100.0%]	199 件 (5.5%) [100.0%]	0 件 (0.0%) [0.0%]
	249,336 千円 (100.0%)	29,010 千円 (11.7%)	207,570 千円 (83.2%)	12,756 千円 (5.1%) [100.0%]	12,756 千円 (5.1%) [100.0%]	0 千円 (0.0%) [0.0%]
21	1,708 件 (100.0%)	207 件 (12.0%)	1,337 件 (78.3%)	167 件 (9.7%) [100.0%]	167 件 (9.7%) [100.0%]	0 件 (0.0%) [0.0%]
	136,593 千円 (100.0%)	11,274 円 (8.3%)	109,416 千円 (80.1%)	15,903 千円 (11.6%) [100.0%]	15,903 千円 (11.6%) [100.0%]	0 千円 (0.0%) [0.0%]
22	1,725 件 (100.0%)	124 件 (7.2%)	1,470 件 (85.2%)	131 件 (7.6%) [100.0%]	129 件 (7.5%) [95.4%]	2 件 (0.1%) [4.6%]
	132,742 千円 (100.0%)	6,459 千円 (4.9%)	114,386 千円 (86.2%)	11,897 千円 (8.9%) [100.0%]	11,874 千円 (8.8%) [99.8%]	23 千円 (0.1%) [0.2%]
23	1,721 件 (100.0%)	71 件 (4.1%)	1,537 件 (89.3%)	113 件 (6.6%) [100.0%]	108 件 (6.3%) [95.6%]	5 件 (0.3%) [4.4%]
	128,901 千円 (100.0%)	3,955 千円 (3.1%)	117,424 千円 (91.1%)	7,522 千円 (5.8%) [100.0%]	7,342 円 (5.7%) [97.6%]	180 千円 (0.1%) [2.4%]
24	1,719 件 (100.0%)	38 件 (2.2%)	1,573 件 (91.5%)	108 件 (6.3%) [100.0%]	102 件 (6.0%) [94.4%]	6 件 (0.3%) [5.6%]
	128,423 千円 (100.0%)	1,930 千円 (1.5%)	119,432 千円 (93.0%)	7,061 千円 (5.5%) [100.0%]	6,732 千円 (5.2%) [95.3%]	329 千円 (0.3%) [4.7%]
25	1,718 件 (100.0%)	24 件 (1.4%)	1,588 件 (92.4%)	106 件 (6.2%) [100.0%]	103 件 (6.0%) [97.2%]	3 件 (0.2%) [2.8%]
	128,980 千円 (100.0%)	1,195 千円 (0.9%)	120,683 千円 (93.6%)	7,102 千円 (5.5%) [100.0%]	6,994 千円 (5.4%) [98.5%]	108 千円 (0.1%) [1.5%]
26	1,711 件 (100.0%)	17 件 (1.0%)	1,447 件 (84.6%)	247 件 (14.4%) [100.0%]	245 件 (14.3%) [97.2%]	2 件 (0.1%) [2.8%]
	131,428 千円 (100.0%)	825 千円 (0.6%)	111,594 千円 (84.9%)	19,009 千円 (14.5%) [100.0%]	18,939 千円 (14.4%) [99.6%]	70 千円 (0.1%) [0.4%]
27	1,702 件 (100.0%)	5 件 (0.3%)	1,459 件 (85.7%)	238 件 (14.0%) [100.0%]	233 件 (13.7%) [97.9%]	5 件 (0.3%) [2.1%]
	136,123 千円 (100.0%)	306 千円 (0.2%)	109,374 千円 (80.4%)	26,443 千円 (19.4%) [100.0%]	26,155 千円 (19.2%) [98.9%]	288 千円 (0.2%) [1.1%]

注 1 「対応件数」については、高校奨学金・大学奨学金をそれぞれ 1 件、平成 19・20 年度返還分をそれぞれ 1 件としてカウントしている。

2 平成 19・20 年度返還分については、平成 15 年以前貸与分と平成 16 年度以降貸与分を

分けて、それぞれ1件としてカウントしている。

- 3 平成16年度以降貸与分等の返還免除の件数及び金額には、平成15年度以前貸与分で制度見直し前に国制度により初回免除したものが含まれている。
- 4 平成21年度返還分には、障害により返還残額の4分の3を免除し、4分の1を返還としているものが2件、所得基準以下の収入により貸与総額の20分の5を免除し、残額を一括返済としたものが1件あり、これらについては、返還猶予及び返還請求、返還免除及び返還請求に1件ずつ計上しているため、返還猶予、返還免除及び返還請求の合計件数は要対応件数より3件多くなっている。
- 5 金額及び構成比については、合計との整合性を取るため、一部四捨五入して表記している。

【返還猶予の事由別内訳】

○ 平成19・20年度	在学中のため	337件
	制度の変更に係る経過措置	71件
	所在不明（注1）	28件
	特別な事情	99件
○ 平成21年度	在学中のため	133件
	収入の大幅な減少のため	14件
	所在不明（注1）	14件
	特別な事情	46件
○ 平成22年度	在学中のため	73件
	収入の大幅な減少のため	4件
	所在不明（注1）	14件
	特別な事情	33件
○ 平成23年度	在学中のため	28件
	収入の大幅な減少のため	5件
	所在不明（注1）	8件
	特別な事情	29件
	長期不在（注2）	1件
○ 平成24年度	在学中のため	13件
	収入の大幅な減少のため	1件
	所在不明（注1）	5件
	特別な事情	19件
○ 平成25年度	在学中のため	3件
	収入の大幅な減少のため	2件
	所在不明（注1）	5件
	特別な事情	14件
○ 平成26年度	在学中のため	3件
	収入の大幅な減少のため	2件
	所在不明（注1）	0件
	特別な事情	12件
○ 平成27年度	在学中のため	4件
	収入の大幅な減少のため	1件

所在不明（注1）	0件
特別な事情	0件

注1 制度改正時は所在不明であったが、所在判明後、返還未手続となっていた年度を猶予決定したものである。

2 海外転出による長期不在のため、猶予決定をしたものである。

【返還免除の事由別内訳】

○ 平成19・20年度	制度の変更に係る経過措置	2, 542件
	死亡のため	1件
	障害のため	1件
	所得が基準以下のため	346件
	所在不明のため	2件
○ 平成21年度	死亡のため	0件
	障害のため	5件
	所得が基準以下のため	1, 331件
	所在不明のため	1件
○ 平成22年度	死亡のため	1件
	障害のため	0件
	所得が基準以下のため	1, 468件
	所在不明のため	1件
○ 平成23年度	死亡のため	0件
	障害のため	0件
	所得が基準以下のため	1, 536件
	所在不明のため	1件
○ 平成24年度	死亡のため	0件
	障害のため	0件
	所得が基準以下のため	1, 572件
	所在不明のため	1件
○ 平成25年度	死亡のため	0件
	障害のため	0件
	所得が基準以下のため	1, 587件
	所在不明のため	1件
○ 平成26年度	死亡のため	4件
	障害のため	2件
	所得が基準以下のため	1, 440件
	所在不明のため	1件
○ 平成27年度	死亡のため	0件
	障害のため	0件
	所得が基準以下のため	1, 458件
	所在不明のため	1件

2 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況

(1) 条例第3条第1項の規定に基づく免除

返還年度	件数（件）	免除額（円）	免 除 決 定 日
19	2,815	205,459,504	平成21年3月26日等(注)
20	2,774	201,117,636	平成22年3月31日等(注)
21	2,699	196,960,711	平成23年3月31日
22	2,512	188,226,687	平成24年3月27日
23	2,283	174,302,092	平成25年3月29日
24	2,040	157,861,125	平成26年3月26日
25	1,817	142,282,625	平成27年3月26日
26	1,611	126,392,725	平成28年3月31日
27	1,417	112,918,275	平成29年3月30日
合 計	19,968	1,505,521,380	

注 免除決定については、債権総額の精査の結果、追加して行ったものがある。

(2) 条例第3条第2項第1号の規定に基づく免除（死亡による免除）

(処理日ごとに記載)

返還対象年度	件数（件）	免除額（円）	免 除 決 定 日
23～25	2	235,800	平成24年3月30日
23～25	1	56,700	平成25年3月29日
24～29	1	1,188,000	平成25年10月28日
25～34	1	438,000	平成27年3月26日
合 計	5	1,918,500	

(参考2) 奨学金返還手続に係る当面のスケジュール (平成29年4月～平成30年6月)

- (1) 督促…新規滞納者に対して、履行期限経過後 (各年10月1日) から3箇月後に実施 (28年度返還分新規滞納者については、平成29年12月に実施予定) している。
 - (2) 催告…督促状の指定期限後約1年間掛けて4回程度、催告を実施 (28年度返還分新規滞納者については、平成30年3月に催告①を実施し、以降3箇月ごとに実施予定) している。
 - (3) 特別催告…4回目の催告を行っても、返還手続に応じてもらえない場合は、年2回 (6月と12月) 程度、特別催告を実施している。
 - (4) 法的措置…滞納金額の合計が50万円を超える者で、かつ、裁判で争う意思を示している者に対しては、最終催告を実施しても返還手続に応じてもらえない場合に、監理委員会の意見聴取、法的措置通知書の送付、議会の議決を経て、訴訟を提起することとしている。
- ※ 今年度は、履行期限の到来後に滞納金額が50万円を超える見込みの者がいないため、訴訟提起に向けた意見聴取を予定していない。

【平成29年度以降の督促・催告の実施予定】

【法的措置の流れ】

	26年度返還分	27年度返還分	28年度返還分		滞納額が50万円を超えた者
		うち、27年度返還分から滞納の者	うち、28年度返還分から滞納の者		(裁判手続対象者)
(履行期限)	平成27年9月30日	平成28年9月30日	平成29年9月30日		各返還年度末
平成29年4月				⇒	特別催告① (注1)
5月					
6月	特別催告①	催告②			
7月					
8月			免除申請締切 (9月末日) のお知らせ		
9月		催告③	【履行期限到来】		特別催告② (注1)
10月					
11月					最終催告 (注2)
12月	特別催告②	催告④	督促		法的措置通知書の送付 (注2)
平成30年1月					
2月					
3月			催告①		議会の議決 (注2)
4月					訴訟提起 (注2)
5月					
6月	特別催告③	特別催告①	催告②		

(注1) 平成28年度返還分までの滞納総額が50万円を超えると見込まれる者については、平成29年4月に特別催告①を実施したうえ、連絡対象者に対して本人への説明を依頼する。その際、応じられない場合は、おおむね3箇月経過後の7月以降に借受者本人への説明を行い、特別催告②の本人送付の可否を確認したうえで、特別催告②を実施する。

(注2) 当該年度において訴訟の提起・調停の申立てを行う場合に必要の手続である。

- 1 奨学金等の返還請求訴訟（3件）については、いずれも平成27年4月16日に京都地方裁判所（以下「京都地裁」という。）で判決の言渡しがあり、本市の主張が認められた。
- 2 しかし、相手方は、判決を不服とし、平成27年4月27日付けで1件（下記No.2の事件）、平成27年4月28日付けで2件（下記No.1及びNo.3の事件）、3件とも大阪高等裁判所（以下「大阪高裁」という。）に控訴した。
- 3 No.2の事件について
平成27年9月29日に大阪高裁で判決の言渡しがあり、一審に引き続き本市の主張が認められました。しかし、相手方は、判決を不服として、10月9日付けで最高裁判所（以下「最高裁」という。）に上告した。
最高裁は、平成28年2月19日付けで、上告を棄却し、本市勝訴の判決が確定した。
- 4 No.1及びNo.3の事件について
平成28年2月25日に大阪高裁で判決の言渡しがあり、一審に引き続き本市の主張が認められた。しかし、相手方は、判決を不服として、3月9日付けで最高裁に上告した。
最高裁は、平成29年1月19日付けで、上告を棄却し、本市勝訴の判決が確定した。

訴訟の状況については、以下のとおり

1 裁判手続の実施状況

(1) 裁判手続着手の相手方と実施内容

No	借受者	相手方（注1）	請求額（注2） （追加後）	裁判手続手法	管轄裁判所	提起日
1	A	借受者A 連帯保証人X	129万6,000円 (226万8,000円)	民事訴訟	京 都 地 裁	平成24年4月16日
2	B	連帯保証人Y	108万7,340円 (190万2,845円)	民事訴訟	京 都 地 裁	平成24年4月16日
3	C	借受者 C 連帯保証人Z	100万8,000円 (141万1,200円)	民事訴訟	京 都 地 裁	平成25年5月2日

注1 No.2の相手方については、連帯保証人Yからの申出を認め、Yのみを裁判対象者としている。

注2 訴訟提起後に生じた新規滞納額については、返還年度ごとに、履行期限経過後に相手方への督促状送達の手続を経て、裁判所に追加請求している（直近では、平成26年11月11日に追加請求）。

(2) 裁判における人権上の配慮

ア 本件訴訟について、特に人権に配慮する必要があることから、関係機関に人権上の配慮を依頼しており、京都地裁に対しては、本件訴状の提出の際に民事訴訟法92条の規定に基づき、閲覧等の制限を申し立てるとともに、次の点について、配慮いただけるよう上申書を提出している。

- ① 法廷外において被告らの氏名を掲示しないこと。
- ② 公開の審理の場において口頭で被告らの氏名を呼ばれないこと。

イ 上記アの結果、平成24年4月に提起した2件の訴訟に係る閲覧等制限については、申立てを相当とする決定（No. 1については平成24年8月3日付け、またNo. 2については平成24年8月1日付け）がされており、平成25年度に提起した1件（No. 3）についても、平成25年6月17日付けで、申立てを相当とする決定がされている。

また、上申書に対しては、裁判所から文書による回答はなかったが、平成24年4月に提起した訴訟については、第1回口頭弁論において、法廷外において被告らの氏名の揭示はなく、また、公開の審理の場において被告らの氏名が呼ばれることもなく、要望に沿った対応をしていただけている。

ウ 控訴審（大阪高裁）においても、同様の措置をしていただいた。

(3) 併合審理について（No. 1及びNo. 3）

No. 3の被告から、平成25年8月6日の第1回口頭弁論において、No. 1事件との併合を求める平成25年8月2日付けの下記の内容の上申書の陳述があった。

（併合を求める理由）

「両事件とも主たる争点を共通にしており、原被告訴訟代理人も共通しているので、訴訟経済的には併合することが望ましいと思われるからである。」

当該上申書について、原告からは異論ない旨陳述し、京都地裁は、その場で弁論の併合を決定した。

2 No. 2の大阪高裁における判決の内容（判決日：平成27年9月29日）

(1) 判決の主文

ア 本件控訴を棄却する。

イ 控訴費用は控訴人の負担とする。

(2) 判決内容

ア 返還合意の有無について

(ア) 自立促進援助金の支給と就学奨励金等の支給は別の制度であり、事実上の一体的運用があったからといって、控訴人が就学奨励金等の返還債務やその連帯保証債務を負わないということにはならない。

(イ) 申請書や誓約書の記載内容や本市の説明を踏まえ、控訴人は、通常人の注意力をもって判断すれば、本件奨学金制度が単純な金銭の給付ではなく、本市による何らかの給付・補助制度によってその返済が賄われる構造を有することを容易に認識することができたというべきである。

(ウ) 本市は、就学奨励金等の返還事由が発生した後に自立促進援助金をもって返還に充てるという制度を採っており、就学奨励金等の返還を受けない意思ではなかった。

(エ) 上記事実を踏まえれば、本件金銭消費貸借契約及びその連帯保証契約に係る合意はあり、金銭消費貸借契約成立の要件を満たす。

イ 錯誤無効の主張について

(ア) 本市と控訴人の間では、控訴人が就学奨励金等そのものの返還義務を負わないとする合意ではなく、あくまで就学奨励金等の返還債務は発生する旨の合意がされたのであり、そのことを控訴人は十分に認識することができたのであるから、返還義務そのものについて控訴人に誤信があったということとはできない。

- (イ) 金銭消費貸借契約が動機の錯誤に基づき無効となるためには、控訴人の動機、すなわち就学奨励金等は返還不要のものであるという認識を有していることが、本市に対し明示又は黙示に表示され、これが意思表示の内容となっていることが必要である。

本件就学奨励金を実質的に返還不要とするための自立促進援助金は補助金であり、このような属性をもつ支出は、本市の財源下、社会情勢その他一切の状況判断のもとに、時機に応じて見直されるものであり、その持続性を保障することは何人にも不可能であることは、社会通念上、当然の事柄である。

控訴人は同和対策事業が見直しや廃止等の縮小傾向にあったことも認識しており、本市が就学奨励金等の返還を肩代わりしてくれるというのは、その本質において、控訴人の不確定な見込みに過ぎない。

よって、控訴人の不確定な見込みであった以上、将来において実質的に返還が不要になることが、就学奨励金等の貸与申請時における控訴人の意思表示の内容となっていたとまでは認めることができないから、控訴人の動機が本市に対し表示されていたとは言えない。

- (ウ) 以上から、就学奨励金等に係る金銭消費貸借契約が錯誤により無効となることはない。

ウ 信義則違反について

- (ア) 子弟の学資に困窮しない経済力がありながら、公金の支出により債務の返済を肩代わりされる措置が継続されるとの信頼は、そもそも社会的に保護に値しない。
- (イ) 当初の説明と異なり、後に本市から返還を求められたとしても、控訴人の資力を考慮すれば、その経済的影響は受忍可能な範囲内である。
- (ウ) 本市条例は、従前の同和奨学金制度の運用を適正化する一方で、本市の従前の運用を前提に奨学金の支給を受けた同和奨学金の借受者の不測の不利益を防止するとの立法目的に出たものであり、合理性が認められる。
- (エ) (ア)～(ウ)を踏まえれば、控訴人の予測に反する面があったとしても、控訴人に著しい不利益が生じているとは認められず、本件請求が信義誠実の原則に反するものであるとか、権利の濫用になるものと認めることはできない。

3 No. 2の最高裁における決定の内容（決定日：平成28年2月19日）

主文

- ア 本件上告を棄却する。
- イ 本件を上告審として受理しない。
- ウ 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

4 No. 1及びNo. 3の大阪高裁における判決の内容（判決日：平成28年2月25日）

(1) 判決の主文

- ア 本件控訴を棄却する。
- イ 控訴費用は控訴人の負担とする。

(2) 判決内容

- ア 返還合意の有無について

(ア) 控訴人は、国の奨学金制度が給付制から貸与制に変更された際に、本市職員から援助金制度の説明を受けていることなどから、本件奨学金が貸与制度であることを認識しており、そうした認識の下に誓約書を作成したものであるから、奨学金の返還意思及び、連帯保証の意思を表示していたと認めるのが相当である。

(イ) 返還の必要がない旨の説明があったとしても、地方公共団体である被控訴人が当事者となる契約は、特段の事情のない限り、書面によって締結され、契約内容も当該書面の記載どおりとなる。本件において、特段の事情があるとは認められず、返還合意はあったと認められる。

イ 外形上の合意内容と内心の不一致について

本件奨学金は返還を要する貸与制であることを控訴人は認識しており、外形上の返還合意と控訴人の内心は一致しているから、返還合意は有効である。

ウ 信義則違反・権利濫用について

(ア) 平成13年3月31日以前返還始期の一律免除が違憲又は違法であるとして提起された住民訴訟で、京都地裁及び大阪高裁の判示内容に照らせば、平成13年4月1日以降に返還始期を迎える奨学金の返還を求めることは、当時の京都市住民の意思に当然に沿うものである。

(イ) 条例の定めにつき、格別不合理なものとはいえず、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されない。

(ウ) 本市の従前の運用や説明に信頼を寄せていた控訴人の予測に反する面があることは否定できないものの、上記条例の規定は控訴人に返還義務が存在していることを前提にされたものである以上、特段の事情のない限り、それをもって信義誠実の原則に反するものであるとか、権利の濫用になるものと断ずることは困難である。

(エ) なお、同和奨学金の性質上、本件請求は控訴人の社会的立場や家庭環境に重大な不利益を与えるものであるとの主張は、返還請求や執行等の場面において本市が適切な配慮をすることにより相当程度防ぐことができるものと考えられる。

5 No. 1及びNo. 3の最高裁における決定の内容（決定日：平成29年1月19日）

主文

ア 本件上告を棄却する。

イ 本件を上告審として受理しない。

ウ 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

6 これまでの審理経過

(1) No. 1及びNo. 3について

（京都地裁における審理の状況）

No. 1は14回・No. 3は10回（No. 1の第6回口頭弁論からNo. 3と併合審理）の口頭弁論が行われた。

- ① 平成23年11月21日 第6回監理委員会において、No. 1を裁判対象とすることを了解
- ② 平成24年 4月16日 京都地裁にNo. 1事件を提訴（24年2月市会で議決）
- ③ 平成24年 9月25日 第1回口頭弁論（No. 1事件）
- ④ 平成24年11月20日 第8回監理委員会において、No. 3を裁判対象とすることを了解

- ⑤ 平成25年 5月 2日 京都地裁にNo.3事件を提訴（25年2月市会で議決）
- ⑥ 平成25年 9月17日 No.1事件の第6回口頭弁論（以降、No.3と併合審理）
- ⑦ 平成26年11月12日 第13回（No.1事件）・第9回（No.3事件）口頭弁論において
本人尋問の実施
- ⑧ 平成27年 2月17日 第14回（No.1事件）・第10回（No.3事件）口頭弁論（結審）
- ⑨ 平成27年 4月16日 京都地裁において判決言渡し（本市勝訴）

判決を不服として、相手方が平成27年4月28日付けで、大阪高裁に控訴
（大阪高裁における審理の状況）

- ① 平成27年 6月19日 相手方から控訴状受領
- ② 平成27年 9月16日 第1回口頭弁論
- ③ 平成27年12月 9日 第2回口頭弁論（結審）
- ④ 平成28年 2月25日 大阪高裁における判決言渡し（本市勝訴）

判決を不服として、相手方が平成28年3月9日付けで、最高裁に上告
（最高裁における審理の状況）

- ① 平成29年 1月19日 最高裁が上告を棄却（判決確定）

(2) No. 2について

（京都地裁における審理の状況）

13回の口頭弁論が行われた。

- ① 平成23年11月21日 第6回監理委員会において裁判対象とすることを了解
- ② 平成24年 4月16日 京都地裁に提訴（24年2月市会で議決）
- ③ 平成24年 9月25日 第1回口頭弁論
- ④ 平成26年 9月17日 第12回口頭弁論において本人尋問を実施
- ⑤ 平成26年12月17日 第13回口頭弁論（結審）
- ⑥ 平成27年 4月16日 京都地裁において判決言渡し（本市勝訴）

判決を不服として、相手方が平成27年4月27日付けで、大阪高裁に控訴
（大阪高裁における審理の状況）

- ① 平成27年 6月 5日 相手方から控訴状受領
- ② 平成27年 6月10日 口頭弁論期日前の事前協議
- ③ 平成27年 7月16日 第1回口頭弁論（結審）
- ④ 平成27年 9月29日 大阪高裁における判決言渡し（本市勝訴）

判決を不服として、相手方が平成27年10月9日付けで、最高裁に上告
（最高裁における審理の状況）

- ① 平成28年 2月19日 最高裁が上告を棄却（判決確定）

第16回京都市奨学金等返還事務監理委員会における了解事項について

平成28年12月14日に開催された「第16回京都市奨学金等返還事務監理委員会」において、以下の事項について報告し、了解された。

報告事項

(1) 奨学金返還事務の取組状況について **資料1**

事務局から**資料1**により報告を行い、了解された。

(2) 特別な事情による返還猶予について **資料2**

事務局から**資料2**により、第14回の監理委員会において、第16回の監理委員会における報告事項とされていた「旧制度（類型A、B）の廃止」について報告を行い、了解された。

(3) 奨学金等の返還請求訴訟の状況について **資料3**

第6回及び第8回の監理委員会で裁判手続に着手することが承認された3件の案件について、事務局から**資料3**により訴訟の進捗状況（第15回の監理委員会時点から進展がない旨）について報告を行い、了解された。

第16回京都市奨学金等返還事務監理委員会

開催日：平成28年12月14日

○板倉部長

ただ今から、第16回京都市奨学金等返還事務監理委員会を開催いたします。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜りましてありがとうございます。

この委員会ですけれども、地域改善対策奨学金等の返還事務の取扱いについて、透明性、客観性、公平性を確保するため、第三者の視点から客観的な審査を行っていただくことを目的に、京都市地域改善奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例の規定に基づき、設置されたものでございます。

このため、当委員会の会議は、原則公開とし、傍聴席も設けております。御了承をお願いいたします。

また、お手元の委員会資料のうち、参考資料として添付しております第15回委員会の了解事項及び議事録につきましては、既に山下委員長の御了解を得たうえで、私ども人権文化推進課のホームページで公表いたしております。この件についても御了承をお願いいたします。

そうしましたら、このあとの議事の進行につきましては、委員長をお願いしたいと思います。山下委員長、よろしくお願いいたします。

○山下委員長

ありがとうございます。では最初に、本日の委員会につきましては、定員4名中4名の委員が出席されており、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則第5条第3項の規定によって、定足数である過半数を超えておりますので、会議が有効に成立しているということを確認します。

それでは議事に移りたいと思います。本日の議事につきましては、事務局から報告事項

が3件あります。まず1件目の報告事項「奨学金等返還事務の取組状況」について、事務局から報告をお願いします。

○事務局

事務局を務めております、人権文化推進課事業調整担当課長の中島でございます。よろしくお願いします。座らせていただきまして、御説明をさせていただきます。

それでは、資料を1枚おめくりいただきまして、資料の1ページ、資料1を御覧ください。「奨学金等返還事務の取組状況」を平成28年9月末日現在でまとめさせていただいております。ちなみに、これは平成27年度返還分が終了した時点、つまり平成27年10月1日から平成28年9月30日までの1年間が経過した時点となります。

まず、「1 平成13年度以降に返還の始期を迎えた債権に係る取組状況」でございます。

「(1) 借受者別の返還に関する手続の状況」を人数ベースでまとめております。「①借受者」の人数1,404人に対する返還手続の状況でございますが、「②返還猶予」の方が3人おられます。平成27年度返還分について、在学中のため猶予決定を受けておられる方が2人、収入の大幅な減少のため猶予決定を受けておられる方が1人でございます。

次に、「③返還免除」でございますけれども、1,181人おられます。平成27年度返還分について免除決定を受けておられる方でございます。具体的に申しますと、平成27年度に免除決定を受けられた方、それから平成26年度以前に平成27年度返還分を含めて免除決定を受けておられる方の合計でございます。

それから「④返還請求」でございますが、220人おられます。この返還請求と申しますのは、返還猶予又は返還免除のどちらにも当たられない方ということになります。

返還請求の内訳でございますけれども、まず「返還済」の方が185人おられます。この返還済と申しますのは、注1に記載しておりますとおり、奨学金の全額を返還されている方、又は平成27年度返還分までを完納されている、滞納がない方でございます。

次に「未返還」でございますが、これは平成27年度返還分について、まだ返還が完了されておられない方ということになります。「滞納」は35人でございます。注3を御覧ください。平成27年度返還分から新たに滞納となられた方が30人おられます。残る5人の方については、平成26年度以前の返還分を含めての滞納者でございます。

内訳でございますけれども、「返還金未納付」が29人おられます。この返還金未納付と申しますのは、返還をしていただくことについて同意をいただいておりますが、まだ返還金の支払いのない方でございます。

次に「返還協議未了」の方が3人おられます。この返還協議未了と申しますのは、返還手続を行うことについて合意が整っていないか、または免除申請を行う予定でおられますけれども、まだ申請をいただいていない方でございます。

次に「訴訟結果待ち」の方が2人おられます。この2人は現在、訴訟係属中の2人でございます。

最後に「所在不明」の方が1人おられます。

以上が「(1) 借受者別の返還に関する手続の状況（人数ベース）」についての御説明でございます。

続きまして「(2) 督促・催告等の実施状況」について説明をさせていただきます。平成28年3月末日現在で、平成19年度から平成26年度までの返還分に係る滞納者の方は、裁判手続中の2人を除いて18人おられました。これらの方について催告・特別催告を行っております。

ここで催告・特別催告について若干説明をさせていただきます。資料の14ページを御覧ください。そちらに「(参考2) 奨学金返還手続に係る当面のスケジュール」をまとめております。

改めてになりますけれども、督促と申しますのは、新規滞納者の方に対して、履行期限経過後、3か月後に実施しているものでございます。履行期限が9月末になりますので、

10月1日から起算して、12月に督促を行っております。

催告と申しますのは、督促を出したあと1年間かけて4回、催告を3か月ごとに実施しております。なお、催告の2回目以降につきましては、保証人に対しても実施しております。

特別催告と申しますのは、催告を4回目まで出しても、なお返還手続きに応じていただけない方について、年2回、6月と12月に行っているものでございます。この特別催告につきましては、保証人に対しても実施しております。

裁判手続対象者につきましては、訴訟提起となる前年の4月と9月に、2回の特別催告を行っております。これは翌年に法的措置に移行する前段階の手続として、11月に最終催告を実施することを考慮して、通常の特別催告から時期を少しずらして実施しているものでございます。

なお、後ほど触れさせていただきますが、今年度は履行期限の到来後に滞納金額が50万円を超える見込みの方はおられないため、訴訟提起に向けた意見聴取を予定しておりません。

それでは、資料の1ページにもう一度お戻りください。平成28年3月末日現在で滞納のある方、18人の内訳は、新規滞納者の方が4人、継続滞納者の方が14人でございます。それぞれ種別ごとに説明をさせていただきます。

新規滞納分でございますけれども、「ア 催告の実施（新規滞納分）」の下に【催告の実施状況】、2ページ目の【催告後の返還手続きの内訳】と表を二つ付けております。合わせて説明をさせていただきます。この新規滞納分は、平成27年9月末日の履行期限が経過して、新たに滞納となりました平成26年度返還分の滞納者でございます。その方が平成28年3月末日現在で4人おられましたが、「相談中」の2人を除きました2人の方に、平成28年6月1日付けで催告の2回目を行いました。

その後、返還手続きが少し進みまして、「相談中」の2人、「催告」の2人、この中から返

還手続に応じられた方がそれぞれ1人ずつ、合計2人おられます。この2人の方については、全て滞納金を完納していただきました。

平成28年9月1日の段階で、催告の3回目になりますが、4人から返還手続に応じられた2人を除きました2人のうち、「相談中」の1人を除いた1人の方に、平成28年9月1日付けで催告の3回目を行いました。その後、9月末までに返還手続に応じられた方が1人おられ、滞納金を完納していただきました。従いまして、2人から1人を除いた1人が、平成28年9月末日現在の新規滞納者となります。

次に「イ 特別催告の実施（継続滞納分）」についてでございます。先ほども申しあげましたように、平成25年度以前の返還分で既に滞納のある方が、平成28年3月末日現在で裁判手続中の2人を除いて14人おられました。

まず2ページ下の【裁判手続対象者向け特別催告の実施状況】、【裁判手続対象者向け特別催告後の返還手続の内訳】の二つの表を合わせて御覧ください。

継続滞納者14人のうち、滞納が継続した場合に、平成29年に裁判手続対象とされていた4人の方については、平成28年4月1日付けで、裁判手続対象者向け特別催告を行いました。この4人については、保証人にも請求を送っております。その後、この4人の方については、平成28年9月末日時点で全て猶予となっております。

次に3ページに移っていただきまして、【特別催告の実施状況】、【特別催告後の返還手続の内訳】の二つの表を合わせて御覧ください。

継続滞納者14人から裁判手続対象者4人を除いた10人のうち、平成28年5月末までに返還手続を行われた5人、及び「相談中」の3人を除いた2人の方に対しまして、平成28年6月1日付けで特別催告を行いました。

その後、返還手続が少し進みまして、「相談中」の3人、「特別催告」の2人、この中から返還手続に応じられた方が3人おられます。うち1人が「特別催告」の中から返還手続に応じられた方でございます。返還手続に応じられた3人のうち、1人は滞納金完納、2

人は猶予となっております。

6月1日時点での滞納者5人から、9月末までに返還手続に応じられた3人を除いた2人が、平成28年9月末日現在の継続滞納者になります。

従いまして、平成28年9月末日現在の滞納者数は、平成26年度返還分の新規滞納者が1人、平成25年度以前返還分の継続滞納者が2人で、計3人ということになりますが、裁判手続中の2人を加えますと5人ということになります。さらに平成28年9月末に平成27年度返還分から新たに滞納者となりました30人を加えた35人が、先ほど1ページの「1（1）借受者別の返還に関する手続の状況（人数ベース）」で滞納者35人と説明をさせていただきました方々でございます。

次に、「（3）今後の裁判手続対象者の見込み」でございます。3ページを御覧ください。平成28年3月末日時点では、裁判手続対象となる滞納額50万円以上の滞納者は4人おられましたが、重点的に面談を重ねることにより、4人全員が返還手続に応じられました。このため、当面、裁判手続対象者となる滞納者はおられない見込みでございます。

続きまして、資料の4ページを御覧ください。「（4）平成27年度返還分に係る免除、猶予及び返還請求の状況」を件数ベースでまとめております。

平成27年度返還年度について、「対応件数」は1,702件、額にいたしますと1億3,625万3千円となります。この対応件数と申しますのは、平成27年度返還分について、返還猶予、返還免除、返還請求のいずれかを行う必要がある総件数でございます。高校と大学の二つを利用されている方については、2件とカウントしております。

まず「返還猶予」でございますけれども、5件、金額にして30万6千円でございます。平成27年度返還分について猶予決定をした件数でございます。

次に「返還免除」が1,454件、金額にして1億859万8千円でございます。平成27年度返還分について免除決定をした件数でございます。過去に免除決定を行い、平成27年度返還年度も免除中である方の件数も含まれております。

それから最後に「返還請求」でございますけれども、これは「返還猶予」でも、「返還免除」でもないという件数でございます。243件、金額にして2,734万9千円になっております。このうち「収入」が201件、金額2,482万9千円、「未収入」が42件、金額252万円となっております。

それぞれの内訳についてでございますが、まず「返還猶予の内訳」として、「在学中のため」が4件、「収入の大幅な減少のため」が1件でございます。

次に「返還免除の内訳」でございますが、「所得が基準以下のため」が1,454件となっております。

最後に「履行期限の延長の状況」でございます。返還請求243件の内数でございますが、「所得が基準以下のため」が60件、45人でございまして、「履行期限の延長」という処理をさせていただいております。

改めてになりますけれども、この履行期限の延長と申しますのは、所得は免除基準である生活保護基準の1.5倍以下には該当いたしません。が、経済的な負担に配慮して、総返還金額は変更しないものの、返還期間を延長することによって1年当たりの返還金額を最大半額にする措置をとっているものでございます。

引き続きまして、「2 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況（平成27年度決定分）」、すなわち一律免除の状況でございます。4ページの下表になります。

期限到来による一律免除につきましては、履行期限が到来した債権ごとに免除を年度末に行っておりますものですから、数字は前回、第15回の委員会の資料と全く同じとなっております。よって説明は省略させていただきます。

また、借受者がお亡くなりになられた場合には、判明した時点で死亡者免除として返還残額の一括を免除しておりますが、今回は対象者がおられませんでした。

続きまして、資料の5ページを御覧ください。「(参考1) 年度別の免除、猶予及び返還請求の状況(平成28年9月末日現在)」の表中にそれぞれ数字を入れさせていただいております。これは先ほど4ページ、「1(4) 平成27年度返還分に係る免除、猶予及び返還請求の状況(件数ベース)」にて御報告をさせていただきましたけれども、平成19年度から26年度までの過去のストックの情報でございます。これを一覧としてまとめております。

続きまして、資料の6ページ、7ページを御覧ください。6ページには、これまで返還猶予を行ってまいりました事由別の内訳の件数を年度ごとに記載しております。

7ページは、返還免除の事由別の内訳の件数を年度ごとに記載しております。

それでは、8ページを御覧ください。先ほども申しあげましたけれども、「2 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況」でございます。平成19年度から26年度までの数字をまとめて挙げさせていただいております。

これも前回、第15回の委員会の資料と同じでございます。説明は省略させていただきます。

続きまして、9ページを御覧ください。「特別な事情による返還猶予決定の状況(報告分)」でございます。

特別な事情による返還猶予でございますが、過去の監理委員会で事前審査、いわゆる個別審査をいただきまして、返還猶予の承認をいただきました事例と同様の事例につきましては、監理委員会の事前審査、個別審査を経ずに、先に本市のほうで返還猶予の措置をとりまして、その後に開催される監理委員会で報告をさせていただいております。

今回は、報告番号の43番から47番まで、5人の方の報告でございます。それでは1枚おめくりいただきまして、個票でそれぞれ説明をさせていただきます。

10ページを御覧いただけますでしょうか。報告番号43番の方でございます。猶予をした奨学金の対象年度は平成19年度から26年度までの返還分、高校分ということにな

ります。

特別な事情として、類型につきましては「借受者本人の意思表示」ということで、Cをメインとして、サブ的にA-2（家庭等の事情）を適用しているものでございます。考慮すべき背景としては、a（行政不信等）を適用しております。

簡単に経過のほうを説明させていただきます。これまで、「面談困難」ということで分類をさせていただいていた方でございます。平成21年5月時点から、連絡対象者である保証人、それから借受者本人が、所在不明ということで、制度変更について説明ができておりませんでした。

平成22年の2月に初めて連絡対象者の所在が判明いたしまして、連絡対象者の自宅を訪問して、説明を行わせていただきましたけれども、制度変更について納得がされずに、その後も連絡対象者にはきちんと説明できない状況が続きました。

平成24年5月に訪問させていただいたときも、連絡対象者の方の体調が悪くて、話を聞いていただけずに、また借受者本人ともなかなか連絡が取れないということをおられました。

平成28年1月に、連絡対象者宅を訪問した際も連絡対象者の方は返還に納得されていない状況が続いておりました。

しかし、平成28年6月に連絡対象者宅を訪問しましたところ、借受者本人が在宅されておりまして、借受者本人にこれまでの経過、それから返還免除制度の概要説明を行いましたところ、借受者本人は連絡対象者の方とは異なり、「奨学金を利用したことは知っていたけれども、返還を求められているということは知りませんでした。そのため滞納になっていたことを初めて知り、手続きを行わなければいけないのであれば、至急に手続きをします。」という申し出が借受者本人からございました。

平成28年7月になりまして、制度変更について理解をされ、返還猶予の申請書が提出されたものでございます。今後は連絡対象者、借受者本人できちんと対応していくという

ことを言われております。

続きまして、11ページを御覧ください。報告番号44番、45番でございます。この方たちは兄弟姉妹の関係にある方でございます。

44番の方が、平成19年度から26年度返還分の大学分、45番の方が平成21年度から26年度返還分の大学分ということになっております。

この方々につきましても、旧類型のC（借受者本人の意思表示）をメインに、A-2（家庭等の事情）をサブ的に適用しているものでございます。考慮すべき背景としては、a（行政不信等）を適用しております。

これまでの経過でございますけれども、この方たちは、これまで「訴訟結果待ち」に分類していたものでございます。平成21年7月から連絡対象者である保証人の方に接触を行い始めましたけれども、京都市に対する行政不信ということで、厳しい御意見を頂戴しておりました。「同和奨学金の趣旨から外れている。」「京都市が責任を負うべきで、住民に責任転嫁をするな。」などという厳しい意見を出され、京都市に対する強い不信感が示されておりました。

その後、何度となくこの連絡対象者の方と接触をしまいましたが、なかなか進展せずに、平成22年11月に保証人の方と面談をさせていただいたときに、「返還も免除申請もするつもりはない。裁判で決着をつけることになるのではないか。」というお話がございました。

その後も継続して、この連絡対象者の方と面談をしまいましたが、進展は特になく、平成24年3月に面談をさせていただいたときも、従来の考えに変わりはないこと、2人の借受者は、旧同和地区出身であるということは承知しているけれども、奨学金の利用については承知していないこと、また、借受者のうちのお1人は婚姻していることから、裁判となった場合については配慮してほしいという発言がございました。

その後も面談を続けてまいりましたが、連絡対象者である保証人の方は、従来の

考えを変えるつもりはないということでございました。

しかしながら、このまま滞納が続いた場合、平成29年4月に借受者2人は訴訟提起の対象となってまいりますものですから、平成28年3月に改めて保証人の方と面談を行いました。

このあたりから、少し連絡対象者である保証人の方の対応が変わってまいりまして、次のページになりますが、12ページを御覧ください。

保証人の方は、それまでの考え方を変えないということも言われておられたのですが、返還手続を拒否している周囲の方の対応も一定の目処がたってきたということも聞かれたことから、平成28年8月になりますけれども、「連絡対象者自身としては制度変更について決して納得したわけではないけれども、借受者2人にはこれまでの経過、今後のことについて説明をする。」と述べられました。

その後、連絡対象者である保証人から、借受者2人に説明をしていただきましたところ、御本人達は、「奨学金について返還を求められているということは知らなかった。手続きを行わなければならないのであれば、手続きを行う。また、今後は、自分たちが手続きを行っていく。」と述べられたということで、8月末日に借受者2人から、返還猶予申請書が提出されたものでございます。

続きまして13ページを御覧ください。報告番号46番が平成22年度から26年度返還分の高校分と大学分の方。それから報告番号47番が平成23年度から26年度返還分の高校分の方でございます。この方達もそれぞれ兄弟姉妹関係にある方でございます。

これにつきましても、類型としては旧類型のC（借受者本人の意思表示）をメインに使いまして、A-2（家庭等の事情）をサブ的に適用しております。

考慮すべき背景としては、a（行政不信等）を適用しております。

この方達につきましても、これまで「訴訟結果待ち」に分類していたものでございます。先ほどの報告番号44番、45番とよく似た経過になっておりますけれども、平成21年

8月から、連絡対象者である保証人の方と接触をしまいましたが、保証人の方は、報告番号44番、45番の保証人の方と同じような対応をとってられました。

その後も、何度となく連絡対象者である保証人の方と接触をしまいましたが、特に進展はございませんでした。

この方達につきましても、中ほどにありますけれども、借受者の1人の方が、平成29年4月に、このまま滞納が続けば訴訟提起の対象となりますものですから、平成28年4月に催告書と合わせて面談を行いました。そのあたりから少しずつ話を聞いていただくようになりました。

下のほうになりますけれども、平成28年7月に保証人の方と面談をしたところ、借受者2人は奨学金については知らないという話がありました。

その後、地域の返還手続を拒否している方への対応についても一応目処がついたことから、平成28年9月に改めて保証人の方に手続を行うようお話をしたところ、連絡対象者である保証人の方からは、決して制度変更について自分自身は納得していないけれども、今後のことも含めて借受者2人に説明をした。その結果、借受者本人たちは、「奨学金については知らなかったけれども、手続を行わなければならないのであれば手続を行います。」と述べられたということでございます。

その後、この保証人の方を通じて、借受者2人から返還猶予申請書が提出されたものでございます。

少し長くなりましたけれども、資料1の説明については以上でございます。

○山下委員長

ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、委員の皆様から何か御質問等はございませんでしょうか。

(特に質問等なし)

特にございせんか。そうしましたら１点だけですけれども、今後の裁判手続対象者見込みのところ、３ページで、「滞納額５０万円以上の滞納者は４人いたが、重点的に面談を重ねることによって全員が返還手続に応じられた。」ということですから、面談されたのは連絡対象者ですか。借受者御本人ですか。

○事務局

４人とも全て連絡対象者で、保証人の方に面談をさせていただいております。借受者御本人とは直接、話はしておりません。

○山下委員長

分かりました。特にその他、委員の先生から御質問がなければ、次の議題に移りたいと思います。よろしいでしょうか。

(特に質問等なし)

引き続き２件目の報告事項、「特別な事情による返還猶予」について報告を受けたいと思いますので、事務局から御報告をお願いします。

○事務局

それでは資料の１５ページ、資料２を御覧ください。「特別な事情による返還猶予」についての御報告でございます。

まず、第１４回監理委員会におきまして、審議事項の一つとなっております、「特別な事情による返還猶予制度の見直し」について、手短に振り返らせていただきます。

第１４回監理委員会では、第４回監理委員会での制度導入当初からの事情変更を考慮して、特別猶予を認める類型を廃止・修正・追加することについて御審議をいただきました。

制度見直しの全体像は参考に記載しましたとおりでございます。見直しのポイントを申

し上げますと、旧類型A及び旧類型Bを廃止して、旧類型Cについては新類型Cとして修正し、新規類型Dを追加するということでした。

資料を1枚おめくりいただきまして、16ページを御覧ください。「(2) 審議結果」といたしまして、「従来猶予を認めてきた類型を一部廃止し、新類型を追加するということであるが、旧類型を残しておくという考えはなかったか。旧類型を廃止することで、不利益を被る方が生じるのではないか。」という御意見をいただき、これを踏まえ、経過措置として、平成27返還年度が終了する平成28年9月末までは、旧類型も新類型と並存して適用する。また、旧類型の適用可能性の有無を精査のうえ、経過措置期間終了後も旧類型を残置したほうがよいと判断される場合には、第16回監理委員会において、審議事項として、改めて旧類型A及び旧類型Bの存続についてお諮りし、一方残置する必要性がないと判断される場合には、委員会においてその旨を理由と併せて報告する。ということで、条件付きの御了解をいただきました。

以上が、ほぼ1年前の、第14回監理委員会における審議結果でございます。

第14回監理委員会が開催されました平成27年12月16日以降、平成28年9月末までの期間に、旧類型の適用可能性の有無について精査してまいりましたが、旧類型を残置する必要性はないという判断に至りましたので、御報告をさせていただきます。

それでは「2 旧制度（類型A、B）残置の不要性」の「(1) 経過措置期間終了時点（平成28年9月末時点）の旧類型適用可能性」を御覧ください。平成27年9月末時点で、平成25年度以前返還分の滞納があった方は21人でございます。この21人から、訴訟となりました3人及び所在不明の1人を除いた17人につきましては、旧類型A、旧類型Bの適用可能性がございました。この17人に係る滞納分についての、平成27年9月末時点の状況、平成28年9月末時点の状況は、それぞれ表のとおりまとめております。

旧類型適用の可能性がございました計17人の内訳は、平成27年9月末時点では、「訴訟結果待ち」が9人、「返還協議未了（面談困難）」が3人、「返還金未納付」が5人でござ

いました。

これが1年経過いたしました平成28年9月末時点では、「特別猶予適用済み」が今回報告させていただきしました5人を含めまして10人、「返還済み」が4人、「納入誓約により分納中」が2人、「返還金未納付」が1人となっております。

このうち、平成28年9月末時点で「特別猶予適用済み」となりました10人につきましては、16ページから17ページにかけての表のとおりでございます。報告番号38番につきましては、第14回の委員会で報告させていただいたものでございます。報告番号39番から42番につきましては、前回、第15回の委員会で報告させていただいたものでございます。報告番号43番から47番につきましては、先ほど報告させていただいたものでございます。

いずれにつきましても、本人の意向を確認したうえで、本人が返還手続きに応じる旨の意思表示をしたことを前提に、旧類型Cをメインとして適用しており、旧類型A、旧類型Bについては猶予に至った背景を考慮して、サブ的、補助的に適用しているものでございます。

平成28年9月末時点で「特別猶予適用済み」以外の7人につきましては、4人が「返還済み」、2人が「納入誓約により分納中」となっており、これらの方々は今後、特別猶予の旧類型を適用する可能性はございません。「返還金未納付」となっております1人につきましても、平成28年11月に「返還済み」となっており、同様に今後、特別猶予の旧類型を適用する可能性はございません。

なお、平成26年度返還分のみの滞納者につきましても、資料1の1ページで御説明させていただきしましたように、平成28年3月末時点での4人の滞納者が、平成28年9月末時点では1人となっておりますけれども、この1人につきましても平成28年10月に「返還済み」となっておりまして、特別猶予を適用する可能性はなくなっております。

次に、「(2) 経過措置期間終了後の旧類型適用可能性」でございますが、平成27年度

返還分以降に新たに滞納を生じた方については、今後、特別猶予を適用する可能性はございます。しかしながら、これらの方々は全て、少なくとも一度は奨学金制度について理解したうえで返還手続きに応じていただいているため、今後、特別猶予について新類型である修正C及びDを適用することはあったとしても、「対応検討期間不足」を理由とする旧類型A、及び「重大な誤解による制度不理解」を理由とする旧類型Bの適用可能性はございません。

以上から、旧類型A及び旧類型Bについては、その適用対象者はいなくなったと言えるため、経過措置期間満了時である平成28年9月末時点をもって廃止することとするものでございます。

資料2の説明については以上でございます。

○山下委員長

ありがとうございました。ただいまの報告について、委員の皆様から何か御質問等はございますでしょうか。

(特に質問等なし)

そういたしましたら、次に3件目の報告事項に移りたいと思います。「奨学金等の返還請求訴訟の状況」について、事務局から報告をよろしくお願いします。

○事務局

それでは資料の18ページ、資料3を御覧ください。「奨学金等の返還請求訴訟の状況」についてでございます。

前回、第15回委員会におきまして、No. 1及びNo. 3の事件については、「判決確定の目途は、争点が同じで判決が確定したNo. 2の事件から類推して、平成28年7月頃と見込んでおります。」という報告をさせていただきました。

しかしながら、昨日現在、いまだ最高裁からの決定通知は本市に届いていない状況でございます。

このため、資料3につきましては、18ページの冒頭に記載しております、訴訟の概要の「4 No. 1 及び No. 3 の事件について」の3行目に一文を追記したのみで、それ以外の部分は追加修正を行っておりません。

前回の委員会で、山下委員長や藤原委員からも「判決確定の目途が少し早すぎるのではないか。」という御意見をいただきましたが、まさにそのとおりの結果となりました。

見込みが甘かったことを反省いたしますとともに、最高裁からの決定通知が届きましたら、委員の皆様方には速やかに御報告をさせていただきたいと考えております。

資料3の御説明については、以上でございます。

○山下委員長

ただいまの報告について、委員の皆様から何か御質問等はございますでしょうか。

(特に質問等なし)

ありがとうございました。報告関係については以上となります。

せっかくの機会ですので、全体を通じて何かお気づきの点などございましたら、よろしくをお願いします。

(特になし)

そういたしましたら、最後の案件につきましては、次回の委員会が来年6月に予定されると思うのですが、その時までには決定があれば当然、御報告をいただくということになろうかと思えます。

それでは、これをもって閉会となると思うのですが、事務局から最後に報告、連絡事項等がございましたらよろしくお願いします。

○事務局

御審議，ありがとうございました。本日の議事録ですけれども，事務局で案を作成いたしまして，山下委員長に御確認いただいたうえで，ホームページで公表していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

次回の委員会ですけれども，今，委員長のほうからも御案内がありましたが，来年の6月頃の開催を予定しております。議題につきましては，平成28年度返還分の取組状況や訴訟の状況等の御報告を予定しております。

詳細な日程につきましては，改めて調整させていただきたいと考えておりますので，よろしくお願いいたします。

最後に，現在の委員の任期ですけれども，来年3月までとなっております。京都市のルールで，3期6年までということが決められておりますので，山下委員長，西田委員については今期末で御勇退いただくことになります。

この6年間を振り返ってみますと，裁判を3件提起して，そのうち1件については確定判決を得ることができたこと，また，滞納者につきましても大幅に減少しまして，多くの借受者の方に手続に応じていただけるようになったこと，このように，返還事務は大きく改善してきたところでございますけれども，これも委員の皆様の貴重な御意見をいただいたこと，あるいは御指導いただいたことのおかげであると考えております。本当にありがとうございました。

藤原委員と玉置委員につきましては，引き続きお願いしたいと考えておりますので，どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。ありがとうございます。

そうしましたら，これをもちまして第16回の委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。

(終了)